

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.37

エマージング諸国が迎える政治の季節 他

=====

《index》

1. エマージング諸国が迎える政治の季節(大山)
 2. 「抜本的見直し」の見直し(勝藤)
 3. 米国のコア CPI は 1 年ぶりの伸び率(熊谷)
 4. 講演最新情報(2018年4月時点)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

「抜本的見直し」の見直し

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

バーゼルⅢ改革の最後のペンディング事項であるマーケット・リスクの最低所要自己資本規制(いわゆる FRTB=トレーディング勘定の抜本的見直し)の課題解決に向けた前進が見られました。3月22日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は「マーケット・リスクの最低所要自己資本の見直し」に関する市中協議文書を公表しました。本文書では、2016年の最終規制文書公表後に民間銀行から実務上の困難が指摘されていたいくつかの規制要件について改定案が示されています。具体的には、マーケット・リスクのリスクアセット(RWA)算出における内部モデル使用に係る要件である「損益要因分析(P&L Attribution)」の手法、そして「モデル化不可能なリスクファクター(NMRF)」要件などが改訂されています。バーゼル規制において、最終化文書公表後実施までの間に規制要件にかかる大幅な改訂がなされるのは異例のことともいえます。

本改訂前の2016年最終文書による要件では、マーケット・リスク計測においてリスクセンシティブな内部モデルの使用が想定以上に制約され、標準法でのリスク計測を採用せざるを得ないケースが多発することが指摘されていました。まず損益要因分析要件は、フロントオフィスにおける損益認識と、リスク計測に用いる損益認識とを可能な限り整合させることを目的に設定された要件です。2016年最終化文書ではこの整合性検証の手法と閾値が実務に照らして過度に厳格かつ簡易的だったことが指摘されていました。今回の改訂案では、損益要因分析の閾値設定により統計的な手法を用いることで、損益要因分析を合理的に実施できるような仕組みが提案されています。NMRFは、リスク評価に使用するリスクファクター(評価レートなど)を「実在価格(real price)」に限定することで、より正確なリスク計測を追求するものです。最終文書ではこの「実在価格」の定義を厳格にしすぎたことで、多くのリスクファクターがモデル化不可能と認定され、ルールに基づき追加的資本が必要になるケースが多発することが指摘されていました。今回の改定案ではこの要件を一部緩和するほか、更なる改訂要件につき市中の意見を求めることとしています。

リスク管理は本来、リスク感応度の高い(リスクセンシティブな)内部モデルにより実施することが望ましいといえます。2016年のFRTB最終文書の手法では、リスクセンシティブな内部モデルの使用が必要以上に制約されることが課題でした。今回の改定案では内部モデル使用に課する制約をよりバランスのとれたものにすべきとの民間意見を適切に取り入れたものと言えるでしょう。特に損益要因分析手法につきより統計的手法による検定を採用することで、内部モデルの適切性をより実証的にテストすることが可能な案になっていることは評価できます。しかしながら一方で、リスクファクターの定義については2016年最終文書方式から抜本的な見直しはされておらず、引き続き民間意見を募集するという形になっています。本改定案の妥当性は今後、本案をもとにしたRWA試算やリスクファクターの認定を試行することで検証されていく予定ですが、特にNMRF要件についてこれを現実的な規制要件に仕立てるためには、より踏み込んだ見直しが必要といえます。

FRTB規制はその専門性から、当局での当初規制案策定時より極めて複雑な仕組みとなっしまい、また「実損益とリスク理論損益の一致」「評価レートはマーケットで実際に観測されたものを用いる」といった理想を追求するあまり、厳格すぎる規制要件となっていることは否めません。過度に複雑な規制要件は民間での対応コストを増加させて実施を遅延させる原因になりうるのみならず、所要自己資本を必要以上に増加させて本来のリスク管理の趣旨に沿わない資本賦課となるおそれがあります。FRTB規制をめぐる再度の見直し議論は、金融規制を本来の目的に適合する水準に調整するという重要なプロセスと言えます。そのため、まだ懸案事項といえるNMRF要件を含めて市中協議期間中に十分な官民の協議を実施することが必要でしょう。FRTB規制の実施は2022年初とされています。民間銀行十分な準備期間を確保するためには、遅くとも2018年中の規制要件最終化が必要です。残された時間は余裕があるとは言えませんが、実施後長期間にわたり適用される重要な国際金融規制要件は、金融監督の観点と実務の観点との双方から多様な選択肢を検討し、官民双方合意のもとに最終化されることが望ましいといえます。

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

